



呉港保安対策総合訓練の実施について

国際埠頭施設の保安対策については、平成13年9月の米国同時多発テロ事件の発生を契機に、国際海事機関（IMO）において、海事分野の保安対策強化を目的とするソーラス条約（海上人命安全条約）の改正が行われました。

これに伴い、条約改正を国内において担保するため、平成16年度に「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が施行され、同法31条の埠頭訓練の実施、同法32条の埠頭保安規程の設定による施設の運用などが定められており、呉港（重要港湾）においてもテロ対策に対応した適切な運用を行っているところです。

このたび、下記のとおり、呉港保安委員会による「呉港保安対策総合訓練」を実施いたします。

- 日時 令和3年3月3日（水） 14時30分～（1時間30分程度）
- 場所 川原石南埠頭（呉市築地町 別紙位置図等参照）
- 主催 呉港保安委員会（呉市港湾漁港課事務局）

4 訓練参加機関

呉市（港湾漁港課）、呉海上保安部、警察署（呉、広）、神戸税関呉税関支署、広島出入国在留管理局、中国運輸局呉海事事務所、中国地方整備局、広島検疫所、神戸植物防疫所広島支所、日本製鉄（株）瀬戸内製鉄所呉地区、王子マテリア（株）呉工場、中国木材（株）、三ツ子島埠頭（株）、中国地方港運協会呉支部、広島県内航海運組合呉支部、呉港振興会

5 訓練概要

（1）想定1【情報伝達（ナレーションのみ）】

（外国船舶へ不審者が侵入したとの情報）

（2）想定2【危険区域の設定】

①岸壁において、警察官及び呉市による危険区域の設定

②港湾作業者の避難誘導、巡視艇による警戒

（3）想定3【海保、税関による船内検索】

①海保・税関による船内検索、不審な開放区画を発見

（4）想定4【巡視艇による追尾、空包射撃による威嚇】

①不審者の出現、船内検索班に抵抗、不審船の逃亡、巡視艇により追尾

②停船命令、不審船から小銃を発砲、威嚇射撃の実施

③逃走船停船、制圧班により不審者の身柄確保

（5）想定5【税関・入管による検査】

①乗組員に対する入国審査官の審査（パスポート）

②税関X線車による手荷物検査、手荷物検査を拒む船員が現れる

（6）想定6【警察官による不審者の逃走阻止・制圧逮捕・爆発物の処理】

①手荷物検査を拒む船員の逃走、機動隊員と相対、刃物を取り出し威嚇、攻撃

②機動隊員により制圧、検挙、爆発物処理班による爆弾処理、警戒解除

※当日取材をご予定の機関は、入構許可証を川原石南埠頭正面ゲートでお渡しいたしますので、誠に勝手ながら、上記まで、事前にご連絡をいただきますようお願いいたします。また、駐車場等の会場施設のご案内も正面ゲート付近で行いますので、お立ち寄りいただきますようお願いいたします。



呉港保安対策総合訓練実施概要図【川原石南埠頭】

